

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	水道事業
所在地	—
所管部局・課	企業局 水道課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方公営企業法、水道法、群馬県公営企業の設置等に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 昭和52年度に県が策定した「群馬県水道整備基本構想」に基づき、県営による水道用水供給事業を実施することにより、市町村等の水道事業の経営の安定化を図ることを目的とする。 (2) 設置当初の状況 本県は、地下水が豊富なため、従来から水需要の多くは、その水源を地下水に依存していたが、人口の集中化の著しい県内平坦部においては従来のような地下水の無制限な依存は、地下水位の低下や水質の悪化などから不可能になりつつあり、当時の給水体制をもってしては、近い将来、十分な水供給を行うことは困難になることが予想された。これに対処して、安定した給水体制を確立するためには、地下水依存から表流水を依存水源とする広域的な水対策を講じるため各地域において整備計画を策定し、各水道の供給を開始した。 企業局では、昭和52年度に県が策定した「県央地域広域的水道整備計画」に基づき、昭和58年度に利根川右岸の高崎市を中心とした区域に県央第一水道、平成10年度に利根川左岸の前橋市を中心とした区域に県央第二水道の供給を開始した。なお、この2事業については、令和5年4月1日に統合し、群馬県水道の1事業として名称変更した。 また、昭和60年度に県が策定した「東部地域広域的水道整備計画」に基づき、平成2年度に渡良瀬川から取水し新田山田地域(大間々町、笠懸町、藪塚本町、新田町)に新田山田水道、平成9年度に利根大堰湛水池から取水し東部地域(太田市、館林市、大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、板倉町)に東部地域水道の供給を開始した。なお、この2事業については、更なる水道の広域化に資するため、令和2年4月1日に群馬東部水道企業団へ事業を譲渡した。 (3) 施設を取り巻く現状 ア 県央第一水道事務所 区域内の令和4年度末の給水人口は73万人、1日に消費する水道水は28万立方メートルであり、このうち12.4万立方メートルを県央第一水道事務所から賄っている。 イ 県央第二水道事務所 区域内の令和4年度末の給水人口は75万人、1日に消費する水道水は29万立方メートルであり、このうち5.6万立方メートルの水道水を県央第二水道事務所から賄っている。

3 施設の概要

名称	群馬県水道	
給水区域	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町 (5市2町1村)	
浄水場所在地	北群馬郡榛東村大字広馬場411-1	渋川市北橋町箱田821
給水開始年月日	昭和58年4月1日	平成10年6月1日
敷地面積(所有者)	55,584平方メートル(群馬県)	82,700平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	浄水場計画給水能力160,000m ³ /日 送水管路34.8km	浄水場計画給水能力146,000m ³ /日 送水管路95.4km
事業費	18,950百万円	60,933百万円

◇利用料等

◇利用時間(休館日)

区分	金額	24時間365日(年中無休)継続して受水市町村へ給水を行う。
受水市町村		
旧県央第一水道	50円/㎡	
旧県央第二水道	80円/㎡	

4 施設における実施事業

受水市町村への水道用水の供給

①群馬県水道

(千円)

②(旧)県央第一水道

(千円)

③(旧)県央第二水道

(千円)

第7次第三年度(平成30年度)								
区 分		5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳入①		-	2,026,327	2,027,009	2,022,072	2,073,606	2,068,531	2,068,167
	使用料	-	2,026,327	2,027,009	2,022,072	2,073,606	2,068,531	2,068,167
	雑入	-	0	0	0	0	0	0
歳出②		-	1,767,361	1,740,939	1,805,748	1,545,754	1,601,924	1,613,010
	常勤職員	-	109,504	113,596	112,586	112,900	113,927	94,958
	非常勤職員	-	9,057	8,958	5,762	5,501	5,487	5,440
	修繕費	-	69,955	117,137	73,758	59,629	71,046	45,605
	委託費	-	151,373	133,430	125,233	117,083	113,192	146,984
	その他	-	1,427,472	1,367,818	1,488,409	1,250,641	1,298,272	1,320,023
歳入・歳出の差額①-②		-	258,966	286,070	216,324	527,852	466,607	455,157
歳入・歳出の主な増減理由								

(人)

①県央第一水道事務所

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	19	19	19	19	18	18	18
非常勤職員	4	4	4	3	3	3	2
合 計	23	23	23	22	21	21	20

②県央第二水道事務所

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	14	14	14	14	14	14	14
非常勤職員	3	4	4	3	3	3	3
合 計	17	18	18	17	17	17	17

7 施設利用の状況
年度別の利用者数

[illegible]

9 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	水道用水供給事業は、市町村水道事業(受水市町村)に対して水道用水を供給することで、県内における水道施設への重複投資の回避や料金水準の平準化をする役割を担っている。 現在、県内水道事業で使われる水の約2割を企業局の水道用水で賄っており、安全で質の高い水道用水の供給と地盤沈下防止の観点からも必要性が認められる施設である。
指定管理者制度	県営水道は水道用水供給事業として、市町村へ水道用水を供給しており、安心・安全な水の観点から、県が責任を持って運営することが望ましいと認識している。 現在のところ、指定管理者制度を導入する予定はないが、他の事業対及び民間企業の参入状況を注視し、必要に応じて検討することとしたい。
業務等の見直し	水需要が減少する一方で、老朽化等に対する設備更新需要は高まっており、より効率的な運営方法を検討していく必要がある。 なお、夜間及び土・日の浄水場の運転監視業務については、既に民間事業者に委託している。
施設運営に当たっての課題	施設の老朽化に伴う事故による水道用水供給の減断水を回避するため、計画的な修繕や更新・改良等を行う必要がある。 また、旧県央第二水道は、施設能力に対する利用率が低いことから、施設能力に見合った給水量の確保や事業規模の適正化の検討を行う必要がある。